

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

4

2016
APRIL
No.650

月刊総務 電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

ワークスタイル・ ワークプレイス変革で 総務にできること

理想の働き方へ。行動を変えるオフィスとは

第2特集

戦略総務を実現! 総務が絶対知りたい スキルアップの極意

総務のマニュアル

企業ブランドを守る! CI活動とリスク管理

月刊総務 オフライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

通勤手当に係る非課税限度額の引き上げ

二〇一六年度税制改正において、通勤手当の非課税限度額が現行の一〇万円から一五万円に引き上げられる見通しです。法改正は二〇一六年三月末日あたりと考えられますが、適用は同年一月一日以後に受ける通勤手当にさかのぼって適用される予定です。したがって、すでに源泉徴収済みである一〇万円超一五万円以下の部分については、二〇一六年分の年末調整にて精算されることとなります。

従業員に対する制服の支給

使用者が、職務の性質上制服の着用を要する人に支給または貸与する制服等や、勤務先でのみ着用するために支給または貸与する事務服や作業服等に係る経済的利益については、所得税の非課税として取り扱われます。

ただし、その制服が非課税とされるのは、勤務する場所で通常の職務を行う上で着用するもので、私用には着用しない、あるいは着用できないものである場合に限られます。したがって、スーツ等勤務場所以外でも自由に使用できるようなものや、ワイシャツ・靴下等の購入額を現金にて支給するケースなどには当然課税されます。四月は数多くの新入社員が入社してくる時期になりますが、入社祝いを兼ねて私用にも使用可能なスーツ等を支給する場合には、所得税の源泉徴収を要することとなりますので注意が必要です。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ